

## 第5章 児童家庭課

### 1 児童の健全育成

#### (1) 児童相談所

児童相談所においては、児童福祉司をはじめ医師、児童心理司等の専門知識、技術を有する職員を配置し、児童のあらゆる問題について相談に応じ、医学診断、心理診断、社会診断、行動診断、施設における入所措置及び通所指導等を行っている。これらの業務は福祉事務所、家庭児童相談室及び健康福祉センター（保健所）等と連携を図りながら行っている。

表1 児童相談所の設置状況（令和3年4月1日現在）

	設置数	職員数
児童相談所	6	578

表2 児童福祉司数（令和3年4月1日現在）

中央児童相談所	70名	東上総児童相談所	21名
市川児童相談所	60名	君津児童相談所	20名
柏児童相談所	60名	計	243名
銚子児童相談所	12名		

表3 児童相談所相談種別受付件数（千葉市を除く）

項目 年度	養護相談		保健相談	肢体不自由相談	視聴・言語障害相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	総計
	児童虐待相談	その他の相談														
元	9,165	269	11	56	6	88	9,182	20	180	74	235	5	28	1	1,609	20,929
2	9,204	212	19	45	3	51	6,713	8	156	56	272	9	22	3	1,882	18,655
3	9,592	232	5	59	2	79	10,028	13	173	72	296	6	20	8	1,914	22,499

表4 児童相談所における児童虐待相談対応件数

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
全 国	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660
千葉県（千葉市を除く）	6,811	7,547	9,061	9,863	9,593

表5 虐待の類型別（対応件数）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体的虐待	1,643 (24%)	1,985 (26%)	2,739 (30%)	2,760 (28%)	2,747 (28%)
性的虐待	120 (2%)	118 (2%)	159 (2%)	181 (2%)	181 (2%)
心理的虐待	3,406 (50%)	3,631 (48%)	4,081 (45%)	4,876 (49%)	4,465 (47%)
保護の怠慢 ・拒否	1,642 (24%)	1,813 (24%)	2,082 (23%)	2,046 (21%)	2,200 (23%)
計	6,811 (100%)	7,547 (100%)	9,061 (100%)	9,863 (100%)	9,593 (100%)

## （2）児童福祉施設

### ① 児童養護施設

保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）

（参考）施設数21（千葉県3、船橋市1、館山市1、木更津市1、松戸市1、柏市1、茂原市1、成田市1、旭市2、市原市1、富津市1、君津市1、袖ヶ浦市1、南房総市1、いすみ市1、酒々井町1、東庄町1、一宮町1）、定員972名

### ② 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第44条）

（参考）施設数1（千葉県）県立生実学校 定員86名（入所70名、通所16名）

### ③ 乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第37条）

（参考）施設数7（千葉県1、八千代市1、君津市1、富津市1、八街市1、いすみ市1、長柄町1）、定員118名

### ④ 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を行うこと等を目的とする施設。（児童福祉法第43条の2）

（参考）施設数1（富津市）、定員30名

### ⑤ 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせる施設。（児童福祉法第36条）

施設への入所手続きは、健康福祉センター長、市福祉事務所長が行う。

(参考) 施設数 14 (千葉市 3、船橋市 2、銚子市 2、習志野市 1、松戸市 1、成田市 1、八千代市 1、我孫子市 2、山武市 1) ※3ヶ所は休止中、定員 57 人※休止中の施設の定員は除く。

⑥ 母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準じる事情にある女子が生活上のいろいろな問題のため児童の養育を十分にできない場合、母と子を共に入所させその生活を支援する施設である。ここでは、生活指導、就労支援、施設内保育等を実施している。(児童福祉法第 38 条)

施設への入所手続きは、健康福祉センター長、市福祉事務所長が行う。

(参考) 施設数 4 (千葉市 1、船橋市 1、市川市 1、木更津市 1)、定員 99 世帯

⑦ 里親

養育里親及び要保護児童の養育を希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望する者、その他これに類する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認める者をいう。

(児童福祉法第 6 条の 4)

本県では、令和 5 年 3 月 31 日現在、694 組の里親登録者があり、238 組の里親のもとで 358 名の児童が養育されている(児童数にはファミリーホーム委託児童を含む)。

表 9 里親登録及び児童委託状況

年度	里親新規登録件数	登録取消件数	児童新規委託件数	委託解除件数
令和 2 年度	45	27	87	73
令和 3 年度	77	19	30	25
令和 4 年度	90	39	30	47

⑧ 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設。(児童福祉法第 44 条の 2)

(参考) 施設数 17 (千葉市 4、市川市 1、木更津市 1、松戸市 1、茂原市 1、旭市 1、柏市 1、八千代市 1、鎌ヶ谷市 1、富津市 1、袖ヶ浦市 1、南房総市 1、いすみ市 1、一宮町 1)

(3) 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。(児童福祉法第 6 条の 3)

- ・ 義務教育を終了した児童又は児童以外の満 20 歳に満たないものであって、措置解除者等であるもの。
- ・ 学校教育法第 50 条に規定する高等学校の生徒、同法第 83 条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であって、満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもののうち、措置解除者等であるもの。

(参考) 施設数 23 (千葉市 4、市川市 2、船橋市 4、松戸市 3、柏市 3、市原市 1、流山市 1、八千代市 2、鎌ヶ谷市 1、君津市 1、富津市 1)

#### (4) 自立支援

##### ① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者からの支援が受けられない者に対し、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援する。

また、児童養護施設等に入所中の者に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、円滑な自立を支援する。

##### ② 退所児童等アフターケア事業

児童養護施設退所者等に対し生活や就業に関する相談に応じるなど、地域社会における社会的自立の促進を図る。

##### ③ 児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業

児童養護施設退所児童等で就職や進学後まもない離職等を事由として自立援助ホームを利用する場合に、心理面から自立支援を行うことにより、自立の促進を図る。

#### (5) 推進体制

##### ① 児童委員・主任児童委員

児童委員は、児童、妊産婦及び母子家庭等につき、常にその生活及び環境の状態を把握し、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をする。

なお、児童委員は民生委員が兼務している。

主任児童委員は、児童福祉に関する理解と熱意を有し、また専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者とされており、児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこととされている。

また、児童福祉法では、主任児童委員が児童委員の職務を行うことを妨げるものではないとされ、その役割が一層高まっている。

##### ② 家庭相談員

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、健康福祉センター及び福祉事務所に昭和39年度から家庭児童相談室が設置されている。家庭児童相談室には、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務を行う職員として、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談、指導業務に従事する家庭相談員が配置されている。

## 2 児童虐待防止対策の推進

### (1) 「児童虐待死亡ゼロ」に向けた抜本的対策の検討

児童虐待問題解決のための抜本的対策を講ずるため、社会福祉審議会に「社会的養護検討部会」を設置し、児童虐待死亡事例等の検証を行う委員会を設けて総合的な検討を行う。

### (2) 児童相談所の新設・建替え

令和2年6月の県児童相談所の管轄区域の見直しに関する県社会福祉審議会からの答申を受け、印旛郡市を管轄する（仮称）印旛児童相談所と、松戸市・鎌ヶ谷市を管轄する（仮称）東葛飾児童相談所の新設整備を進めている。

また、既存施設の老朽化等から、県有建物長寿命化計画に基づき、柏児童相談所及び銚子児童相談所の建替えを進めている。

### (3) 児童相談所等の人材育成・確保対策

計画的な人材育成を推進するため、令和5年11月に児童福祉専門職員人材育成基本方針を策定し、推進体制を整備した。また、児童相談所等で従事する児童福祉司や児童心理司等の人材確保のため、採用広報活動を強化した。

### (4) 児童相談所における児童虐待対応システムの充実

急増する相談に対応し、相談受付から終結に至る児童情報の一元管理及び相談への対応状況の進行管理等業務改善に資するため、ITシステムを平成20年度に開発し、平成21年4月から本稼働しているが、現行のシステムを抜本的に見直し、新たなシステムを令和4年2月に稼働した。

### (5) 児童相談所の専門機能強化

市町村への援助や、困難事例への対応を行うこととなった児童相談所の専門機能を強化し、新たな児童虐待防止体制の整備を積極的に推進する。

- ・児童福祉司の増員（R2 202人→R3 243人）
- ・児童相談所職員に対する体系的・実践的研修の実施
- ・専門家による児童相談所支援機能の強化
- ・被害児童及び保護者に対するケアの充実

### (6) 市町村における児童虐待防止体制の整備促進

平成17年度から児童虐待通告や児童家庭相談に一義的に対応することとなった市町村における児童虐待防止体制の整備を促進し、市町村とともに「児童虐待死亡ゼロ」を目指した取組を推進する。

- ・市町村に対する専門家の派遣等、市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化の推進
- ・市町村職員に対する研修の実施
- ・児童虐待対応地域リーダーの養成
- ・児童虐待防止対策担当課長会議等の開催

表1 市町村における児童家庭相談及び児童虐待相談受付件数

年度	児童家庭相談件数	児童虐待相談件数
令和元年度	16,191	9,281
令和2年度	17,498	10,316
令和3年度	18,202	11,235

### (7) 関係機関との連携強化

各種会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化し、児童虐待防止に向けた協働体制の整備を促進する。

- ・千葉県要保護児童対策協議会の開催

### (8) 児童虐待防止に向けた広報

「県民だより」等の活用によるキャンペーンの実施等、児童虐待問題に関する広報を広域的に行い、社会全体で虐待防止の取組を推進する機運を醸成する。

- ・11月にオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施

### **(9) 児童虐待防止医療ネットワークによる児童虐待対応の向上**

中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワーク作りや保健医療従事者等の教育等を行い、医療機関における児童虐待対応の向上を図る。

## **3 ひとり親家庭及び寡婦の福祉の充実**

ひとり親家庭とは、配偶者との死別・離別等により配偶者のいない者が現に20歳未満の児童を扶養している家庭であり、寡婦とは、配偶者のいない女子であってかつて母子家庭の母であり、現在児童を扶養していないものである。

県では、「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」により、ひとり親家庭の生活の向上と自立を促進するための総合的な施策を推進している。

### **(1) ひとり親・寡婦相談**

#### **○ 母子・父子自立支援員**

母子・父子自立支援員は保健所（健康福祉センター）及び市福祉事務所に勤務し、ひとり親家庭及び寡婦の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等各般の相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に努めている。

表1 母子・父子自立支援員相談指導結果報告書（令和4年度分）

区分		母子家庭・寡婦に対する相談				父子家庭に対する相談			
		全体		県の支援員のみ		全体		県の支援員のみ	
		相談件数	相談回数	相談件数	相談回数	相談件数	相談回数	相談件数	相談回数
生活一般	住宅	640	1,644	1	4	19	49	0	0
	医療・健康	980	2,656	68	90	24	58	1	1
	家庭紛争	1,836	3,921	181	228	50	93	4	4
	就労	3,492	8,515	48	123	97	322	2	7
	結婚	40	89	1	0	0	0	0	0
	養育費	804	2,077	0	0	30	56	0	0
	借金	104	461	15	47	4	105	0	0
	その他	993	2,400	18	31	51	93	0	0
	小計	8,889	21,763	332	523	275	776	7	12
児童	養育	1,599	4,362	7	13	108	426	0	0
	教育	1,594	4,410	3	8	73	203	0	0
	非行	8	10	0	0	1	1	0	0
	就職	30	56	3	3	0	0	0	0
	その他	120	363	2	8	17	27	0	0
	小計	3,351	9,201	15	32	199	657	0	0
経済的支援	母子父子寡婦福祉資金 （貸付に関すること）	2,038	4,436	438	638	116	277	6	45
	母子父子寡婦福祉資金 （償還に関すること）	1,777	4,040	1,602	3,641	11	14	6	8
	公的年金	59	189	1	1	8	41	0	0
	児童扶養手当	1,850	3,005	0	0	91	251	0	0
	生活保護	283	1,088	8	24	9	23	0	0
	税	45	82	2	2	5	9	0	0
	その他	1,460	3,521	17	38	78	225	0	0
	小計	7,512	16,361	2,068	4,344	318	840	12	53
その他	売店設置（法25条関係）	0	1	0	0	0	0	0	0
	たばこ販売（法26条関係）	0	0	0	0	0	0	0	0
	公営住宅	20	34	1	1	0	0	0	0
	母子・父子福祉施設の利用	19	63	3	13	0	0	0	0
	母子生活支援施設	90	246	25	37	0	0	0	0
	小計	129	344	29	51	0	0	0	0
合 計		19,881	47,669	2,444	4,950	792	2,273	19	65

※法＝母子及び父子並びに寡婦福祉法

## (2) ひとり親・寡婦支援

### ① 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子福祉資金の貸付制度は、昭和28年4月1日施行の「母子福祉資金の貸付等に関する法律」に基づき、母子家庭に対しその経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進することを目的としたもので、その後、社会的実態に適合するような貸付資金の種類の新設、貸付限度額の引上げ等の改正を経て、母子福祉法（昭和39年法律第129号）に引き継がれた制度である。

また、寡婦福祉資金制度は、寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、昭和44年10月15日に制定された。

さらに、平成26年10月1日に母子及び寡婦福祉法が改正され父子福祉資金制度が創設された。

現在は、3制度とも母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和56年法律第79号改正）による制度となっている。資金の種類は、事業開始、事業継続、就職支度、技能習得、生活、住宅、転宅、医療介護、結婚、修業、修学、就学支度があり、その内容は次表のとおりである。

### ○ 母子福祉資金償還協力員

母子福祉資金の貸付は昭和28年から、寡婦福祉資金の貸付は昭和44年からそれぞれ実施しているが、償還期限が到来しているにもかかわらず償還がなされていないものの対策として、母子福祉資金償還協力員を県内に2名、知事の委嘱のもとに設置し、償還金の滞納世帯の実情把握及び償還についての指導を行っている。

表2 母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の内容

(令和4年4月1日から適用)

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度			据置期間	償還期間	利率	償還方法	
事業開始資金	母・父	(個人)	3,140,000円		1年	7年以内	年1.0%又は無利子	元利均等払い(年賦払い・半年賦払い・月賦払いのいずれか)	
		(団体) ※法第14条に規定する母子・父子福祉団体	4,710,000円						
事業継続資金	母・父	(個人)	1,570,000円		6か月	7年以内	年1.0%又は無利子		
		(団体) ※法第14条に規定する母子・父子福祉団体	1,570,000円						
修学資金	児童	別表のとおり			卒業後6か月	別表のとおり	無利子		
技能習得資金	母・父	(5年間限度)	月額	68,000円	卒業後1年	20年以内	年1.0%又は無利子		
			特別12月相当額	816,000円					
			自動車免許	460,000円					
修業資金	児童	(5年間限度)	月額	68,000円	卒業後1年	6年以内	無利子		
			自動車免許	460,000円					
就職支度資金	母・父・児童		100,000円		1年	6年以内	(母)年1.0%又は無利子 (子)無利子		
		(通勤用自動車購入費用を含む場合)	(330,000円)						
医療介護資金	医療	母・父・児童	340,000円 (480,000円)		治療・介護後6か月	5年以内	年1.0%又は無利子		
	介護	母・父	500,000円						
生活資金	技能習得中の母・父		月額	141,000円	卒業後6か月	20年以内	年1.0%又は無利子		
	医療又は介護を受けている母・父		月額 (生活中心者でない場合等) (月額)	105,000円 70,000円	治療・介護後6か月	5年以内			
	母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満のもの*3		※なお、母子家庭の母又は父子家庭の父となつて7年未満のものへの貸付期間は6か月(3か月更新で2年まで)とし、貸付金額は2,520,000円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費取得に係る裁判に要する費用については、12月相当1,260,000円を限度とする一括貸付可。			6か月*1		8年以内	
	失業している母・父		※なお、失業中の母又は父への貸付期間は1か月(1か月更新で離職した日の翌日から1年まで)			6か月*2		5年以内	
住宅資金	母・父	補修、保全等、通常の場合			1,500,000円	6か月	6年以内	年1.0%又は無利子	
		新規取得・災害特別等			2,000,000円		7年以内		
転宅資金	母・父				260,000円	6か月	3年以内	年1.0%又は無利子	
就学支度資金	児童	小学校		64,300円		入学後6か月	1年以内	無利子	
		中学校 中等教育学校(前期課程)		81,000円					
		高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程) 専修学校(一般課程) 中等教育学校(後期課程)	国公立	自宅	150,000円		卒業後6か月		同時貸付の修学・修業資金と同じ期間
				自宅外	160,000円				
			私立	自宅	410,000円				
				自宅外	420,000円				
		大学 短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	自宅	410,000円				
				自宅外	420,000円				
		私立	自宅	580,000円					
			自宅外	590,000円					
大学院		国公立	380,000円						
		私立	590,000円						
修業施設	中学校卒業後入学する場合		自宅	150,000円	5年以内				
			自宅外	160,000円					
高等学校卒業後入学する場合		自宅	272,000円						
		自宅外	282,000円						
結婚資金	児童				300,000円	6か月	5年以内	年1.0%又は無利子	

- \* 1 生活安定貸付期間が満了してから6か月を経過するまで
- \* 2 失業貸付期間が満了して6か月を経過するまで（ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子又は男子が失業者ではなくなったときは、その翌日から6か月を経過するまで）
- \* 3 月額4万円、合計96万円を超えない範囲を無利子とする。  
ただし、養育費の取得に係る裁判等に要する費用の貸付けにおいては、48万円を限度として無利子とする。

別表1

単位：円（令和3年4月1日から適用）

学校等種別		学年別		1年	2年	3年	4年	5年	償還期間 （*）
		1年	2年						
高等専修学校 （高等課程） 中等教育学校 （後期課程）	国公立	自宅通学		27,000	27,000	27,000			借りた期間の 3倍
		自宅外通学		34,500	34,500	34,500			
	私立	自宅通学		45,000	45,000	45,000			借りた期間の 4倍
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自宅通学		31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	借りた期間の 3倍
		自宅外通学		33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学		48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	借りた期間の 4倍
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
専修学校 （専門課程）	国公立	自宅通学		67,500	67,500				借りた期間の 3倍
		自宅外通学		78,000	78,000				
	私立	自宅通学		89,000	89,000				借りた期間の 4倍
		自宅外通学		126,500	126,500				
短期大学	国公立	自宅通学		67,500	67,500				借りた期間の 3倍
		自宅外通学		96,500	96,500				
	私立	自宅通学		93,500	93,500				借りた期間の 4倍
		自宅外通学		131,000	131,000				
大学	国公立	自宅通学		71,000	71,000	71,000	71,000		借りた期間の 3倍
		自宅外通学		108,500	108,500	108,500	108,500		
	私立	自宅通学		108,500	108,500	108,500	108,500		借りた期間の 4倍
		自宅外通学		146,000	146,000	146,000	146,000		
大学院	修士課程		132,000	132,000				借りた期間の 3倍 （公立） 4倍 （私立）	
	博士課程		183,000	183,000	183,000				
専修学校（一般課程）			51,000	51,000				5年	

※ただし、据置期間経過後20年以内を限度。（注：金額は月額）

別 表 2 (新設)

単位：円（令和3年4月1日から適用）

学校等種別		学年別		1年	2年	3年	4年	5年	償還期間 (*)
		1年	2年						
高等専修学校 (高等課程) 中等教育学校 (後期課程)	国公立	自宅通学		27,000	27,000	27,000			借りた期間の 3倍
		自宅外通学		34,500	34,500	34,500			
	私立	自宅通学		45,000	45,000	45,000			借りた期間の 4倍
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自宅通学		31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	借りた期間の 3倍
		自宅外通学		33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学		48,000	48,000	48,000	89,000	89,000	借りた期間の 4倍
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500	102,500	102,500	
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学		67,500	67,500				借りた期間の 3倍
		自宅外通学		77,500	77,500				
	私立	自宅通学		84,500	84,500				借りた期間の 4倍
		自宅外通学		108,500	108,500				
短期大学	国公立	自宅通学		67,500	67,500				借りた期間の 3倍
		自宅外通学		86,500	86,500				
	私立	自宅通学		86,500	86,500				借りた期間の 4倍
		自宅外通学		110,500	110,500				
大 学	国公立	自宅通学		69,500	69,500	69,500	69,500		借りた期間の 3倍
		自宅外通学		92,500	92,500	92,500	92,500		
	私立	自宅通学		95,000	95,000	95,000	95,000		借りた期間の 4倍
		自宅外通学		121,000	121,000	121,000	121,000		
大 学 院	修士課程		132,000	132,000				借りた期間の 3倍 (公立) 4倍 (私立)	
	博士課程		183,000	183,000	183,000				
専修学校（一般課程）			51,000	51,000				5年	

※ただし、据置期間経過後20年以内を限度。(注：金額は月額)

表3 貸付状況

(単位：件、千円)

年度	母子福祉資金		寡婦福祉資金		父子福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和2年度	149	106,221	4	3,522	10	9,233
令和3年度	181	71,187	6	5,286	15	6,370
令和4年度	114	43,140	4	1,632	12	4,400

※父子福祉資金の創設は平成26年10月であるが、平成26年度以前は貸付実績なし。

## ② ひとり親家庭等への医療費等の助成

ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安を軽減し、自立を促進することを目的として、母子家庭の母（又は父子家庭の父）及び児童（18歳到達の年度末まで）並びに父母のいない児童が医療機関による医療給付を受けた場合、自己負担額から一部本人負担額を控除した額を助成（県1/2、市町村1/2）している。

表4 ひとり親家庭等医療費等年度別補助金交付状況（千葉市を除く）

年度	補助金を受けた市町村数	対象者数	補助金額（千円）
令和2年度	53	32,326	378,707
令和3年度	53	48,382	780,947
令和4年度	53	51,058	903,368

## ③ 児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、両親の離婚等により父又は母と生計を同じくしていないかそれに準じる環境にある18歳到達の年度末までの児童（心身に一定程度の障害がある児童は20歳未満まで）を養育している者に対し支給し、これによって児童の福祉の増進を図ろうとするものである。

### ア 支給要件

以下の要件に該当する児童（18歳到達の年度末まで。ただし心身に一定の障害を有する場合は20歳未満まで）を監護している母又は父もしくは父母に代わり児童を養育している者であること。（父及び養育者の場合は、児童と生計を共にしていること）

- ・父母が婚姻を解消したか、父又は母が死亡したもしくは生死が不明である児童
- ・父又は母が重度（概ね障害基礎年金1級程度）の障害の状態にある児童
- ・1年以上継続して、父又は母が拘禁されているか、父又は母から遺棄されている児童
- ・父又は母が、配偶者への暴力について、DV防止法に定める保護命令を受けている児童
- ・未婚の母から出生した児童その他出生時の事情が不明である児童

（支給要件に該当していても、次の場合は手当の支給対象とならない）

- ・受給者や児童が日本国内に住所を有しないとき
- ・児童が、受給者である母又は父の配偶者\*（重度の障害を有する者を除く）に養育されているとき ※事実上夫婦と同様の関係にある者を含む
- ・児童が児童福祉施設に入所しているとき（通所や親子が一緒に入所する場合を除く）又は里親に委託されているとき

### イ 手当額（令和4年4月時点）

全部支給 43,070円

一部支給 10,160円～43,060円

※受給者及び受給者と生計を同じくする扶養義務者の前年の所得により決定

ウ 支払月及び支払方法

5月、7月、9月、11月、1月、3月に、その前月分までを指定した金融機関の口座に振込み。

表5 所得と手当額の関係（受給者と児童1人の世帯）（令和4年4月時点）

所得額（年額）	87万円未満	87万円	100万円	160万円	220万円	230万円以上
手当額（月額）	43,070円	43,060円	40,070円	26,260円	12,460円	0円

※児童が複数の場合、第2子については5,090～10,170円、第3子以降は1人につき3,050～6,100円加算。

表6 児童扶養手当支給対象児童数別受給者数（令和5年1月末現在）

児童数	1人の世帯	2人の世帯	3人の世帯	4人以上の世帯	計
受給者数	20,296	9,642	2,532	514	33,019
割合（％）	61.5	29.2	7.7	1.6	100

④ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等の就業による自立を支援するため、県内（千葉市・船橋市・柏市を除く）に居住する母子家庭の母・寡婦を対象として各種事業を実施。（千葉市・船橋市・柏市は別途実施）

ア 就業相談

就業に関する相談や無料職業紹介などを来所（要予約）、電話、FAX、Eメールにより行うとともに、企業等に対して母子家庭の雇用について理解と協力を求め、求人情報の提供を依頼している。

[相談窓口・求人情報の提供先] （一財）千葉県母子寡婦福祉連合会

[電話・FAX] 043（225）0608（就業相談専用）

イ 就業支援講習会

就業に結びつく資格・技能を習得するための就業支援講習会を開催。（テキスト代等の本人負担あり）受講希望者は、（一財）千葉県母子寡婦福祉連合会、保健所（健康福祉センター）、市町村役場を通じて募集。（令和4年度実施内容：パソコン講習会、介護職員初任者研修、医療事務基礎）

ウ 養育費等支援

ひとり親家庭の養育費確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員（弁護士等）を配置し、養育費の取り決めや支払の履行・強制執行に関する個別相談等を行う。

エ 面会交流支援

面会交流の実施により、子どもの健やかな成長を図るため、面会交流支援員を配置し、別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流支援に係る事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等の支援を行う。（面会交流支援の対象者は千葉市・船橋市・柏市の居住者を含む。）

⑤ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母及び父子家庭の父に対し給付金を支給する。町村に居住する母子家庭の母及び父子家庭の父を対象とし、保健所（健康福祉センター）で事前相談及び審査等を行う。（市は別途実施）

ア 自立支援教育訓練給付金事業

就業のために資格取得などの指定対象教育訓練講座を受講する場合に受講料の6割相当額を支給（上限20万円、下限12,001円）。ただし専門実践訓練教育給付金の指定教育訓練講座等を受講する場合の上限は修学年数に40万円を乗じた額（上限160万円）

平成29年度から、支給対象外であった雇用保険の受給資格があり、教育訓練給付の支給を受けているひとり親家庭の親に対しても、自立支援教育訓練給付金の上限額と教育訓練給付金の支給額との差額を受けられることとなった。

イ 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格取得のため1年以上（民間資格についてはR5年度末までの6か月の緩和措置あり）養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を、修了時に修了支援給付金を支給

表7 母子家庭自立支援給付金事業 県（町村対象）の事業実績（令和4年度）

事業名	給付人数（人）	給付金額（円）
自立支援教育訓練給付金事業	0	0
高等職業訓練促進給付金等事業	10	10,740,000

表8 母子家庭自立支援給付金事業 事業実施市数（千葉市・船橋市・柏市を含む）

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援教育訓練給付金事業	33	33	34
高等職業訓練促進給付金等事業	36	37	37

⑥ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童に対して、修了時給付金及び合格時給付金を支給する。

⑦ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸付け、もってこれらの者の就学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立促進を図る。（千葉県社会福祉協議会が実施主体）

⑧ ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金を貸付け、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立促進を図る。（千葉県社会福祉協議会が実施主体）

⑨ ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦で技能習得のための通学、就職活動等の自立の促進に必要な事由、病気、看護、冠婚葬祭、出張、学校行事への参加等の事由により、一時的に生活援助、保育が必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣して必要な生活援助及び保育等を行わせることを目的として昭和57年6月から平成15年度まで県事業として、（一財）千葉県母子寡婦福祉連合会に事業の実施を委託していたが、平成16年度から市町村補助事業となった。

令和4年度は、6市において事業を実施した。

表9 家庭生活支援員派遣状況（千葉市、船橋市、柏市を除く）

年度	派遣家庭件数	派遣延べ回数
令和2年度	19	465
令和3年度	15	350
令和4年度	27	970

⑩ ひとり親家庭等生活向上事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦に交流や情報交換の場の提供や家計管理・育児等に関する講習会の実施等を行う「ひとり親家庭等生活支援事業」、ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終

了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を実施する事業。実施主体は市町村であり、県は実施市町村に補助している。

令和4年度は、ひとり親家庭等生活支援事業を1市、子どもの生活・学習支援事業を7市が実施した。(千葉市、船橋市、柏市を除く)

### (3) 母子・父子福祉団体の育成

(一財) 千葉県母子寡婦福祉連合会の強化

県内の母子家庭及び寡婦の自立向上を図ることを目的として設立された法人であり、ひとり親家庭等に対する研修会の開催、各種生活相談、他の母子福祉団体との連絡調整等の事業を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図っている。令和5年3月現在の会員数は、1,018人である。

県は、ひとり親家庭等の福祉にかかる民間の中核団体として、育成・強化の指導をしている。

### (4) 母子・父子福祉施設

母子・父子福祉センター

無料又は低額な料金を、母子家庭等に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。

船橋市、浦安市に市立の母子・父子福祉センターがある。

### (5) 婦人保護事業

① 女性サポートセンター(婦人相談所)

売春防止法第34条第2項の規定に基づき、要保護女子について相談に応じ、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これを指導するとともに、一時保護を行う施設として平成13年度まで業務を行ってきた。平成14年度からは配偶者暴力相談支援センターとして、DV対策と婦人保護事業を中核的に行っている。

表 1 0 婦人相談所相談、一時保護状況

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相 談 処理状況	婦人保護施設入所	0	1	2	2	2
	就職・自営	1	1	0	1	1
	結婚	0	0	0	0	0
	家庭へ送還	11	12	13	8	11
	福祉事務所へ移送	32	32	20	29	14
	他の婦人相談所へ移送	0	0	0	0	0
	その他の関係機関へ移送	0	0	0	0	0
	助言・指導のみ	43	37	51	34	42
	その他	53	54	64	46	52
計	140	137	150	120	122	
一時保護 (延人員)	要保護女子	2,573	2,562	2,704	2,105	1,995
	同伴乳幼児	2,939	2,918	3,811	2,428	2,493

② 婦人相談員

売春防止法第 3 5 条に基づき、婦人相談員が設置され、要保護女子の相談、指導等を行うほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 4 条に基づき DV 被害者の相談、指導等を行っている。

令和 4 年 4 月現在、県の婦人相談員は 3 4 名おり、うち 1 4 名が女性サポートセンターに、2 0 名は母子・父子自立支援員と兼務で各健康福祉センターに所属している。

市の婦人相談員は、千葉市・船橋市ほか 1 4 市において委嘱されている。

表 1 1 婦人相談員相談状況

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設入所	33	7	11	9
就職・自営	3	1	1	2
結婚	0	1	1	3
家庭へ送還	20	21	14	12
福祉事務所へ移送	66	26	34	16
婦人相談所、婦人相談員へ移送	9	15	23	22
他の県へ移送	11	5	6	1
その他の関係施設へ移送	51	35	23	15
助言・指導のみ	11,661	12,359	12,992	13,735
その他	373	518	511	608
計	12,227	12,988	13,616	14,423

③ 婦人保護施設

売春防止法に基づく要保護女子等を収容保護し、生活指導や職業指導等を行い、自立更生を図るための施設。県内には望みの門学園（定員 3 0 名）、かいた婦人の村（定員 1 0 0 名）があり、施設への入退所の決定は婦人相談所（女性サポートセンター）が行う。

表12 年度別在所人員の状況 (各年度末日現在)

年度	施設数	定員	在所人員	同伴乳幼児
令和2年度	2	130	14	0
令和3年度	2	130	16	0
令和4年度	2	130	15	0

#### 4 母子保健・医療の充実

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出の増加、地域社会における連帯感の希薄化など母子保健をめぐる様々な環境は大きく変化しており、親と子の心の健康問題、母親の育児不安や思春期における心の問題等が重要な課題となっている。

このような状況の中、本県においても、安心して妊娠、安全で快適な出産、ゆとりある子育てができる環境づくりを21世紀の母子保健の主要な取組みとした「健やか親子21(第2次)」の各種施策について、市町村及び県保健所(健康福祉センター)が役割分担を行い、妊産婦・乳幼児の健康診査と保健指導の充実、健康教育の充実等地域の特性に即した総合的な母子保健対策を推進するよう努めている。

##### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が行われるよう、市町村が設置する子育て世代包括支援センターの職員や市町村母子保健担当者等に対し、資質向上のための研修(5回/年)を実施している。また、子育て世代包括支援センター運営に関する個別相談を実施している。

##### (2) 市町村母子保健事業への支援

県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質向上を図るため、各保健所(健康福祉センター)において母子保健推進協議会を開催するとともに、県及び保健所(健康福祉センター)で各種研修等を実施している。

##### (3) 新生児聴覚検査体制整備事業

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最低限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。そこで、県内の新生児聴覚検査の推進体制を整備し、市町村の取組を支援するため、平成29年度に新生児聴覚検査検討会を設置した。(令和4年度検討会1回)。

また、検査費用の公費助成導入のため、関係機関及び市町村との調整を実施し、令和3年度から県内全市町村において現物給付方式による公費助成が開始した。

##### (4) 思春期保健相談事業

思春期の子どもの心と身体の健全な育成を図るため、各保健所(健康福祉センター)において、思春期特有の悩み相談や、児童生徒への講演会、思春期保健関係者の連携会議等を開催している。

令和4年度思春期保健事業実績は、思春期保健関係者会議：1センター・1回、思春期保健関係者研修：6センター・6回、児童生徒への講演会：3センター・9回、思春期保健相談(個別相談)：5センター・31回である。

##### (5) 予期しない妊娠等に関する相談及び支援

妊娠中の女性の不安を解消し安心して出産できるようにするとともに、予期しない妊娠が実母による乳児への虐待につながることを防ぐため、電話やメールにより相談を受け、早期に適切な支援機関につ

なげる妊娠SOS相談事業「にんしんSOSちば」を平成31年1月から実施している。

表1 にんしんSOSちば相談実績

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数(延)	電話	156	187	456	555
	無料通話アプリ	—	—	—	98
	メール	1,349	1,587	1,468	1,277
	計	1,505	1,774	1,924	1,930
相談内容別相談者数(実)	妊娠・避妊	248	298	403	500
	思いがけない妊娠	60	87	120	138
	中絶	15	12	30	31
	妊娠・出産前後の不安	18	29	60	72
	出産・養育	7	13		
	その他	17	11	45	36
	計	364	450	658	777

## (6) 不妊に関する相談や支援

### ① 特定不妊治療助成事業

不妊治療は身体的、精神的負担も大きい上に、費用が高額になることも多く、経済的理由から十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療（TESE等）に要する費用の一部の助成を行っている。

国が令和4年度からの保険適用に向け、令和3年1月から所得制限の撤廃や事実婚も対象に含めるなど、対象者の要件や助成額の拡充がされたことを受け、同様に制度の拡充を行った。

表2 特定不妊治療費助成事業の実施状況

年度	実人員数 2,328	申請件数(延)	助成額(円)
平成29年度	2,380	3,941	687,548,707
平成30年度	2,410	3,972	691,409,673
令和元年度	2,552	4,169	727,114,251
令和2年度	2,318	3,540	645,583,045
令和3年度	4,156	7,250	1,648,364,658
令和4年度	2,165	3,088	666,978,576

### ② 不妊・不育相談事業

生涯を通じた女性の健康保持増進を図ることを目的として、平成16年度から県内の4保健所（健康福祉センター）で実施していた不妊相談センター事業の一層の充実を図るため、令和2年度より委託にて、不妊・不育オンライン相談を実施している。

表3 不妊・不育相談実績

年度		令和3年度		令和4年度	
相談種別		電話相談	面接相談	電話相談	面接相談
年間相談日数(開設日数)		103	36	102	48
相談者数(実)		87	43	104	47
(重複あり) 相談内容内訳	治療以外の悩み	209	49	115	59
	検査や治療に関する悩み	212	89	168	139
	治療に対する悩み	162	64	97	66
	その他	7	0	0	0

- ・治療以外の悩み…周囲との人間関係、パートナーとのこと、子どものいない人生 など
- ・検査や治療に関する悩み…不妊症検査、不育症検査、体外受精・顕微授精、病院情報 など
- ・治療に対する悩み…治療への迷い、病院・主治医への不満、仕事との両立、不妊への不満 など

(7) 先天性代謝異常検査事業

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障害等の症状を来す常染色体劣性遺伝病のため、新生児(生後5日目頃)について血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、その後の治療とあいまって心身障害の予防を図るため、昭和52年10月から実施している。

表4 先天性代謝異常等検査事業の実施状況(千葉市を除く)

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出生数		37,015	34,607	34,192	32,485
検査実施実人員		35,457	33,766	34,075	32,385
検査実施率		95.8	97.5	99.7	99.7
再検査実人員		1,630	1,462	1,614	1,516
疾患別患者数	フェニルケトン尿症		1		
	メープルシロップ尿症				
	ホモシスチン尿症				
	シトルリン血症1型				
	アルギニノコハク酸尿症	1			
	メチルマロン酸血症		1		1
	プロピオン酸血症	1		1	
	イソ吉草酸血症				
	メチルクロトニルグリシン尿症	1		1	
	ヒドロキシメチルグルタル酸血症				
	複合カルボキシラーゼ欠損症				
	グルタル酸血症1型				
	MCAD <sup>**1</sup> 欠損症				1
	VLCAD <sup>**2</sup> 欠損症				1
	三頭酵素/LCHAD <sup>**3</sup> 欠損症				
CTP <sup>**41</sup> 欠損症					
CTP <sup>**42</sup> 欠損症			1		

	ガラクトース血症		6	2	1
	先天性副腎過形成症	3	1		1
	先天性甲状腺機能低下症	20	19	27	23
	その他	3	4	3	3
	合計	29	33	33	31

(注) 1 千葉市を除く。

2 検査実施実人員は県外の者が県内で出産した場合の検査実施数を含む。

3 各年度の出生数は人口動態統計月次報告（速報値）の積み上げ数。

※1 中鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症

※2 極長鎖アシル CoA 脱水素酵素欠損症

※3 三頭酵素／長鎖 3-ヒドロキシアシル CoA 脱水素酵素欠損症

※4 カルニチンパルミトイルトランスフェラーゼ

## (8) 医療費等給付事業

妊産婦及び乳幼児等に対し、必要な医療を適切に行うとともに、保護者の経済的な負担を軽減し、乳幼児等の保健対策の充実を図り、必要に応じ療養指導を行う。

### ① 未熟児養育医療給付事業

母子保健法第 20 条の規定により、出生時体重 2,000 g 以下等の未熟児は正常な新生児に比べ生理的に種々の未熟性があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに養育上必要な医療の給付を行う。

※平成 25 年 4 月診療分から事務が県から市町村へ権限移譲された。

### ② 身体障害児育成医療給付事業（自立支援医療（育成医療）給付事業）

障害者総合支援法第 58 条の規定により、身体に障害のある児童、又はその疾患を放置すれば将来障害を残すと認められる児童であって、確実な治療効果が期待できるものについて、必要な医療の給付を行う。

### ③ 結核児童療育給付事業

結核に罹患している児童で、特に長期の療養が必要とする児童を入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、かつ児童の療養生活の指導を行ない、これらに必要な学習品及び日用品の支給を行っている。

### ④ 子ども医療費助成事業

子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図るため、法令等に基づく医療給付を受けられない医療について、市町村が行う子ども医療費助成事業に要する経費の補助を行っている。

平成 24 年 12 月から入院医療費の助成対象を拡大し、中学校 3 年生までの入院医療費及び小学校 3 年生までの通院医療費について、助成している。

表5 母子医療対策事業の実施状況

(公費負担の単位：千円)

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
未熟児養育医療給付	実件数	671	601	636	575	605
	延件数	40,252	43,000	39,482	42,914	37,903
	公費負担額	219,859	197,167	219,047	228,399	220,878
身体障害児育成医療給付 (自立支援医療(育成医療)給付)	実件数	642	576	425	388	365
	延件数	1,794	1,577	1,353	1,385	1,043
	公費負担額	49,387	45,109	36,206	43,809	28,797
結核児童療育医療給付	実件数	0	0	1	0	0
	延件数	0	0	1	0	0
	公費負担額	0	0	36	0	0
子ども医療費助成事業	延件数	7,112,321	6,978,826	4,982,564	5,600,042	5,829,845
	公費負担額	5,790,269	5,733,503	4,008,407	4,988,240	5,016,159

**(9) 母体保護に関する事業**

母性の生命・健康を保護するため、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めている母体保護法第15条の規定により、厚生労働大臣が指定する避妊器具を使用する受胎調節の実施指導を行うことを業とする受胎調節実施指導員の指定を行っている。

表6 受胎調節実施指導員指定の実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定申請件数	21	15	28	22	14

**(10) 旧優生保護法一時金支給等業務**

平成31年4月24日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、公布・施行された。法に基づき、優生手術などを受けた方に支給される一時金（一律320万円）に関する請求受付及び相談に応じている。令和4年度の相談件数は4件である。

**5 DV防止及び被害者支援対策の推進****(1) DV防止・被害者支援基本計画の推進**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（「DV防止法」）に基づく法定計画を令和4年度から令和8年度までの5年間について、第5次計画として策定し、「DVの根絶を目指して、誰もが安心、安全に生活できる社会の実現」を目標に、次の項目について関係各課及び関係機関と連携して取組を展開していく。

- ① DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進
- ② 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

- ③ 被害者の自立に向けた支援
- ④ 子どもの安全確保と支援
- ⑤ 市町村におけるDV対策の促進
- ⑥ 被害者支援のための体制強化

**(2) 児童虐待部門との連携・強化**

児童虐待部門との機能的な連携を図り、DVの早期発見・未然防止に取り組んでいる。

令和2年度から、児童相談所において6か所の健康福祉センターに配置されているDV専門相談員が出張し相談を行い、DVの早期発見を図っている。

**(3) DV被害者支援（広報・啓発）について**

DV相談カード等の作成配付、「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発、デートDV相談カード・リーフレットの作成配付、家庭における暴力防止啓発パンフレットの作成配付やDV防止セミナーを開催した。

**(4) 若者を対象とした予防教育について**

若者が自分自身の問題としてDVについて考え、将来にわたり「互いに尊重できるパートナーシップのあり方」を学ぶことを目的に、高等学校等を対象に外部講師を派遣し、参加体験型のセミナーを実施した。

表1 実施回数及び人数

年度	回数	人数（人）
平成29年度	40	12,680
平成30年度	52	17,116
令和元年度	54	18,756
令和2年度	38	9,974
令和3年度	48	10,215
令和4年度	61	12,885

**(5) 配偶者暴力相談支援センター事業**

県では、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの計15か所を配偶者暴力相談支援センターに指定し、DV被害者の相談や一時保護にあっている。

なお、一時保護は、女性サポートセンターのみ実施している。

表2 県の配偶者暴力相談支援センターの相談件数（電話相談＋面接相談）

区分	女性サポートセンター		男女共同参画センター		健康福祉センター (13か所)		合計(件)	
	センター	うちDV	センター	うちDV	センター	うちDV	センター	うちDV
平成30年度	7,680	2,433	7,688	1,257	2,075	1,337	17,443	5,027
令和元年度	7,421	2,630	7,514	1,410	2,093	1,346	17,028	5,386
令和2年度	7,720	2,535	6,748	1,145	1,998	1,297	16,466	4,977
令和3年度	8,258	2,584	6,933	1,224	1,700	1,238	16,891	5,046
令和4年度	9,242	2,360	7,210	1,276	1,977	1,316	18,429	4,952

表3 一時保護件数（女性サポートセンター）

年度	一時保護件数	
	総数	うちDV
平成30年度	95	78(82%)
令和元年度	111	97(87%)
令和2年度	89	71(80%)
令和3年度	85	69(81%)
令和4年度	78	68(87%)

**(6) DV被害者支援（職務関係者研修）について**

DV被害者に対しては、担当者が安全に十分配慮し、被害者の立場に立った上で、迅速かつ的確な対応が必要であるため、DV職務担当者に対して研修を実施し、相談能力の向上や支援体制の充実を図っている。

- (ア) DV・児童虐待相談担当職員研修
- (イ) 学校職員等に対するDV・児童虐待対応研修
- (ウ) DV職務関係者専門研修
- (エ) 新任DV相談員研修
- (オ) DV・児童虐待新任職員研修

**(7) DV被害者支援（生活再建）について**

県の一時保護を受けたDV被害者が、入所中又は退所後、裁判所や役所、病院へ行く際の同行や転宅先での生活環境整備の手伝いなどの支援を行っている。

**(8) DV被害者支援（連携・ネットワーク）について**

家庭等における暴力対策ネットワーク会議、地域別市町村担当課長会議、DV被害者支援活動団体連絡会議等を開催し、行政及び関係機関と連携体制の整備に努めている。